

太田市事務分掌条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

太田市長 穂積昌信

### 太田市規則第28号

太田市事務分掌条例施行規則の一部を改正する規則  
太田市事務分掌条例施行規則（平成19年太田市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条の表企画部の部を次のように改める。

おおた未来戦略部	企画政策課	企画政策係 政策推進係 統計係
	行政マネジメント課	行政マネジメント係 資産マネジメント係
	人事課	人事係 人財育成係 労政係 給与厚生係 健康サポート係
	コンプライアンス課	コンプライアンス係
	国際課	国際係
デジタル戦略部	広報ブランド課	広報係 ブランド推進係
	デジタル戦略課	デジタル戦略係 デジタル支援育成係
	情報システム課	情報システム係

第2条の表総務部の部管財課の項中「車両係」を「庁舎管理係」に改め、同表市民生活部の項中

「

交通対策課	交通対策係 公共バス運行管理係
-------	-----------------

」を  
「

地域モビリティ戦略課	交通企画係 交通安全係 公共バス運行管理係
------------	-----------------------

」に、

同表文化スポーツ部の部スポーツ振興課の項中「スポーツ振興課」を「スポーツのまち推進課」に改め、同表福祉こども部の部長寿あんしん課の項中「養護老人ホーム」を削り、同部こども課の項中「藪塚本町南幼稚園」を削り、同部子育てそうだん課の項中「子育てそうだん課」を「こども家庭センター」に、「こども発達支援センターにじいろ」

を「こども発達支援係」に改め、同部児童施設課の項中「放課後児童支援係」を「管理係 放課後児童支援係」に改め、同部社会福祉法人監査室の項中「社会福祉法人監査室」を「監査指導課」に改め、同表健康医療部の部中

「

健康づくり課	管理係 母子保健係 成人保健係 新田保健センター 藪塚本町保健センター
--------	-------------------------------------

」を

「

健康づくり課	管理係 乳幼児健診係 母子支援係 成人保健係 新田保健センター
--------	---------------------------------

」に

改め、同表産業環境部の部中

「

産業政策課	商業係 工業振興係 経営支援係
-------	-----------------

」を

「

産業ミライ推進課	商業係 産業イノベーション係 金融労政係
----------	----------------------

」に、

「

観光交流課	観光交流係
-------	-------

」を

「

観光プロモーション課	観光企画係 観光振興係
------------	-------------

」に

改め、同表農政部の部農業政策課の項中「農政係」を「農政係 農地対策係」に、「農業支援係」を「次世代農業支援係」に改め、同部農村整備課の項中「改良整備係」を「農業インフラ係」に改め、同表行政事業部の部中

「

花と緑の課	計画建設係 維持管理係
-------	-------------

」を

「

花と緑の課	計画管理係 建設係 維持係
-------	---------------

」に

改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する課のうち、次のとおり左欄に掲げる課に中欄及び右欄に掲げる室（以下「課内室」という。）及び係を置く。

課	課内室	係
企画政策課	マーケティング戦略室	マーケティング係

第3条第2項の表中企画部の部を次のように改める。

おおた未来戦略部	企画政策課	(1) 市の基本方針、重要施策の企画及び総合調整に関すること。 (2) 広域行政の企画、調整及び推進に関すること。 (3) 特区に関すること。
----------	-------	-------------------------------------------------------------------------------

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 太田市私立学校審議会に関すること。</li> <li>(5) 特命事項に係る総合調整に関すること。</li> <li>(6) ぐんま国際アカデミーに関すること。</li> <li>(7) 国勢調査その他の統計調査に関すること。</li> <li>(8) 市広告物その他デザイン戦略に関すること。</li> <li>(9) 群馬東部水道企業団との連絡調整に関すること。</li> </ul>
	行政マネジメント課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) マネジメントシステムに関すること。</li> <li>(2) 行政運営の効率化及び適正化に関すること。</li> <li>(3) 組織及び事務管理に関すること。</li> <li>(4) 職員定数の見直しに関すること。</li> <li>(5) 地方分権の推進に関すること。</li> <li>(6) 公共施設等総合管理計画に関すること。</li> <li>(7) 市有財産の利活用に関すること。</li> <li>(8) 市有建築物の保全の総合調整に関すること。</li> </ul>
	人事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員の任命、賞罰、服務及び身分並びに賠償責任に関すること。</li> <li>(2) 職員の配置に関すること。</li> <li>(3) 職員の給与及び待遇に関すること。</li> <li>(4) 特別職報酬等審議会に関すること。</li> <li>(5) 職員団体に関すること。</li> <li>(6) 職員表彰に関すること。</li> <li>(7) 出納員印及び分任出納員印に関すること。</li> <li>(8) 職員の福利厚生及び健康管理に関すること。</li> <li>(9) 職員の公務災害補償に関すること。</li> <li>(10) 職員の人材育成に関すること。</li> <li>(11) 労働政策に関すること。</li> </ul>
	コンプライアンス課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員の公正な職務の執行の確保に関すること。</li> <li>(2) 職員倫理に関すること。</li> <li>(3) 職員の公益通報に関すること。</li> <li>(4) ハラスメント防止の対策に関すること。</li> <li>(5) 職員の人材育成に関すること（職員倫理、ハラスメント防止、不当要求対策、リスクマネジメント等）。</li> </ul>
	国際課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国際交流に関すること。</li> <li>(2) 多文化共生に関すること。</li> <li>(3) 多文化共生センターおおたの管理に関すること。</li> </ul>
	広報ブランド課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市政情報の周知啓発に関すること。</li> <li>(2) 報道機関との連絡に関すること。</li> <li>(3) シティプロモーションの推進に関すること。</li> <li>(4) ふるさと納税に関すること。</li> <li>(5) その他市の魅力の創出・発信に関すること。</li> <li>(6) 移住定住支援に関すること。</li> </ul>
デジタル戦略部	デジタル戦略課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報施策の企画及び調整に関すること。</li> <li>(2) 市のデジタル化の推進に関すること。</li> <li>(3) プログラミング学校の運営に関すること。</li> </ul>
	情報システム課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 電算システムの開発及び運用に係る調整に関すること。</li> <li>(2) 情報センターの管理運営に関すること。</li> </ul>

第3条第2項の表総務部の部管財課の項中「市庁舎及び分庁舎」を「庁舎」に改め、同表市民生活部の部市民課の項事務分掌の欄第16号を削り、同欄中第17号を第16号とし、第18号から第20号ま

でを1号ずつ繰り上げ、同欄第21号中「太田市外三町広域清掃組合」を「太田市外三町清掃斎場組合」に改め、同号を同欄第20号とし、同欄第22号中「第4条第6号から第11号まで」を「第4条第7号から第12号まで」に改め、同号を同欄第21号とし、同欄第23号を同欄第22号とし、同部交通対策課の項中「交通対策課」を「地域モビリティ戦略課」に改め、同項事務分掌の欄中第7号を第8号とし、第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同欄に第1号として次のように加える。

(1) 移動手段の研究、企画及び実装に関すること。

第3条第2項の表文化スポーツ部の部スポーツ振興課の項中「スポーツ振興課」を「スポーツのまち推進課」に改め、同項事務分掌の欄中第4号を第5号とし、同欄中第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同欄に第1号として次のように加える。

(1) スポーツによるまちづくりの推進に関すること。

第3条第2項の表福祉子ども部の部子ども課の項事務分掌の欄第7号を次のように改める。

(7) 幼稚園に関すること。

第3条第2項の表福祉子ども部の部子ども課の項事務分掌の欄中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 乳児等通園支援事業に関すること。

第3条第2項の表福祉子ども部の部子育てそうだん課の項中「子育てそうだん課」を「子ども家庭センター」に改め、同項事務分掌の欄中第6号を第7号とし、同欄中第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同欄に第1号として次のように加える。

(1) 太田市子ども家庭センターに関すること。

第3条第2項の表福祉子ども部の部社会福祉法人監査室の項中「社会福祉法人監査室」を「監査指導課」に改め、同表健康医療部の部健

康づくり課の項事務分掌の欄に次の1号を加える。

(11) 太田市子ども家庭センターの母子保健業務に関すること。

第3条第2項の表産業環境部の部産業政策課の項中「産業政策課」を「産業ミライ推進課」に改め、同部観光交流課の項中「観光交流課」を「観光プロモーション課」に改め、同項事務分掌の欄に次の1号を加える。

(6) eスポーツに関すること（他の課の主管に属することを除く。）。

第3条第2項の表産業環境部の部清掃事業課の項中「太田市外三町広域清掃組合」を「太田市外三町清掃斎場組合」に改め、同表農政部の部農業政策課の項事務分掌の欄第5号中「群馬県農業共済組合及び」を削り、同欄中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を削り、同条に次の1項を加える。

3 前条第2項に規定する課内室の事務分掌は、次のとおりとする。

課	課内室	事務分掌
企画政策課	マーケティング戦略室	(1) マーケティングに関すること。 (2) 重要施策に係る情報収集及び調査分析に関すること。

第6条第2項及び第7条第3項中「企画部長」を「おおた未来戦略部長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。